

地域計画

策定年月日	令和7年3月13日
更新年月日	( )
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	鹿角市 (05209)
地域名 (地域内農業集落名)	(8)草木地区 (二本柳、中草木、下草木、丸館、新田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	473.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	428.7 ha
② 田の面積	270.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	158.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	49.8 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	49.8 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	122.7 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0.0 ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>二本柳では、域内の集落営農型法人により農地の過半が集積されていることから、既存の担い手による集積集約を促していく。                  また、機械設備等の導入等に係る国県等の助成制度を活用し、集積集約を図る上での担い手候補となる既存の担い手の経営力強化を図る。                  中草木、下草木、砂派新田では、域内の農業法人等による集積が進んでいる一方で集約化が課題となっていることから、個人経営体を含めた既存の担い手による集約を促していく。                  また、畑地の割合が大きいことから、高収益作物の導入や労働力確保に向けた支援等に加えて、機械設備等の導入等に係る国県等の助成制度を活用し、集積集約を図る上での担い手候補となる既存の担い手の経営力強化を図ることで、作目別の集約化を進めて効率的な土地利用を図る。                  日本型直接支払制度により、農地の保全活動を行う集落組織等を支援することで、将来に向けた地域の良好な営農環境の維持を図るとともに、将来的な担い手候補の参画を促していく。</p>
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>本地区の農地は畑地の割合が大きいことから、面積集約型作目への転換を促していく。                  担い手への農地集積を進めることで低コスト化による経営の安定化を図る。                  集落営農型法人が設立されている集落では、法人と集落内の個人経営体とが連携しながら地区内の農地の適正な管理を行っていく。                  円滑な事業継承の支援や農業法人等での雇用研修等を通じて、新たな担い手の確保を進める。</p>
---

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	34.87	%	将来の目標とする集積率
			46.49 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
団地数の削減及び団地面積の拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農業委員会及び農地中間管理機構が中心的な役割を担い、農地所有者の営農意向の把握を不断的に行うことで、担い手への円滑な引継ぎを図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法
人農地プラン実質化推進チームの構成団体の農業委員会、農地中間管理機構、土地改良区、JAかつの、鹿角市及びオブザーバーである秋田県が連携し、それぞれの業務を通じた農地中間管理事業のPRや斡旋により、次の方針を進める。農業をリタイアおよび経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組
出し手の農地の過半以上について受け手とのマッチングが必要
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
就農希望者に対しては、鹿角市農業農村支援機構がワンストップ窓口となり、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介のほか、生産技術や経営については普及指導センターや農業協同組合等が重点的な指導を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①鹿角市鳥獣被害防止計画に基づき、ツキノワグマやニホンジカ、イノシシ等による農業被害防止に資する各種支援策を実施する。
- ③鹿角市スマート農業推進協議会による実証試験結果等を基に、農業者への普及と該当機械の導入支援に取組む。
- ④りんご(秋田紅あかり)ともも(かつの北限の桃)を核として、アジア圏を主な輸出ターゲットと位置づけ、県や輸出商社等と連携を図りながら海外への輸出量の拡大を図る。
- ⑤鹿角地域果樹産地構造改革計画の達成に向けて、果樹経営支援対策事業等により栽培面積の維持、向上等を図る。
- ⑦多面的機能支払交付金事業等を通じて、農地保全のみならず区域内で行われる地域での共同活動を支援し、地域農業環境の維持を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	23経営体		103.4 ha	0 ha		149.3 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
1	認農 1	水稲作付、飼料用米、自己保全、牧草	28.6 ha	- ha	水稲作付、そば、飼料用米、自己保全、牧草	45.9 ha	- ha	1	
2	認農 2	水稲作付、飼料用米、自己保全、牧草	27 ha	- ha	水稲作付、そば、飼料用米、自己保全、牧草	43 ha	- ha	2	
3	認農 3	水稲作付、自己保全、タバコ	11.6 ha	- ha	水稲作付、自己保全、タバコ	13.4 ha	- ha	3	
4	認農 4	水稲作付、自己保全、調整水田、養魚水田	5.6 ha	- ha	水稲作付、自己保全、調整水田、養魚水田	5.6 ha	- ha	4	
5	認農 5	水稲作付、自家消費、調整水田	5.3 ha	- ha	水稲作付、自家消費、調整水田	5.3 ha	- ha	5	
6	認農 6	水稲作付、自己保全、調整水田	4.4 ha	- ha	水稲作付、調整水田、自己保全	6.2 ha	- ha	6	
7	認農 7	水稲作付、自家消費	3.7 ha	- ha	水稲作付、自家消費	3.6 ha	- ha	7	
8	認農 8	水稲作付、自己保全	3.5 ha	- ha	水稲作付、自己保全	3.5 ha	- ha	8	
9	認農 9	水稲作付、自己保全	3 ha	- ha	水稲作付、自己保全	3.5 ha	- ha	9	
10	認農 10	水稲作付	2.8 ha	- ha	水稲作付、タバコ	3.4 ha	- ha	10	
11	認農 11	水稲作付、キュウリ	1.8 ha	- ha	水稲作付、自己保全、飼料用米	0.6 ha	- ha	11	
12	認農 12	水稲作付	1.5 ha	- ha	水稲作付、自己保全、飼料用米	2.3 ha	- ha	12	
13	認農 13	水稲作付	1.3 ha	- ha	水稲作付	1.3 ha	- ha	13	
14	認農 14	水稲作付	1.3 ha	- ha	水稲作付	1.9 ha	- ha	14	
15	利用者 15	樹園地、りんご	0.8 ha	- ha	樹園地、りんご	0.8 ha	- ha	15	
16	認農 16	自家消費	0.6 ha	- ha	自家消費	0.6 ha	- ha	16	
17	認農 17		0.5 ha	- ha	水稲作付	0.5 ha	- ha	17	
18	認農 18		0 ha	- ha	水稲作付	0.6 ha	- ha	18	
19	認農 19		0 ha	- ha	水稲作付	0.4 ha	- ha	19	
20	認農 20		0 ha	- ha	そば、WCS	2.8 ha	- ha	20	
21	認農 21		0 ha	- ha	水稲作付	0.6 ha	- ha	21	
22	認農 22		0 ha	- ha	水稲作付、牧草	3.4 ha	- ha	22	
23	認就 23		0.1 ha	- ha		0.1 ha	- ha	23	

# 草木地区\_目標地図

地域内の農業を担う者

